

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に関する
運用方針の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に関する運用方針の改正について、別添のとおり、国土交通省自動車局長より通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

<運用方針の改正点（バス関係）>

3. 補助金交付に必要な手続き等

- i. 本事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等〔電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）

【①、②、③は変更なし。④、⑤の追加。】

④ 本事業のうち電気バスに係る補助金の交付予定枠の申込みにおいては、今年度の自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針により事業計画の提出を行ったが予算枠のため認定を受けられなかった者については、今年度の内定に際して優先的に内定することがある。

⑤ 総保有台数に対する電動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添1を添付することができる。

- ii. 本事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等〔優良ハイブリッドバス〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）

【①、②、③は変更なし。④の追加。】

④ 総保有台数に対する電動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添1を添付することができる。

【お問い合わせ先】

国土交通省自動車局技術・環境政策課
（代表電話 03-5253-8111、内線 42-533）

【担当】

公益社団法人日本バス協会 業務部（松浦）
TEL：03-3216-4014